

平成 17 年 3 月 25 日

【権利保護基盤の強化に関する専門調査会】追加意見

(財)大田区産業振興協会

専務理事 山田伸顯

1. 中小企業に対する特許手数料減免制度の拡充及び簡素化

特許関連手数料は、平成 16 年 4 月の改訂により出願手数料及び特許維持の年金が減額されたけれども、審査請求の手数料が 2 倍になったため、特許取得後の 5 ないし 6 年間は実質値上げとなっている。長年にわたって特許の費用回収が可能な大企業と異なり、短期間で開発経費を回収しなければ成り立たない中小企業にとって、特許取得のハードルが高く設定されたことになる。

現状の減免措置における資格条件は、資力に乏しい中小企業（法人税非課税で設立 10 年以内）および研究開発型中小企業（開発費が収入金額の 3 % を超えること）に加え、経営革新法等の適用企業となっている。減額適用を受けるために多くの労力と資金を使わなければならないため、自社のもつ技術を生かして新規開発を手掛ける中小企業の大多数にとって、利用実績の乏しいものとなっている。

一方、アメリカには、小規模事業者（関連会社を含めて従業員 500 人以内）非営利団体や個人については、特許出願料（日本では減免制度無し）を含めた手数料が 50% 減額される「スモールエンティティ制度」がある。

特許庁の独立会計の中で中小企業に対してだけ減額するのは、会計上困難であるという意見があるが、日本の 99% をしめる中小企業から出される特許件数が全体の 2% しかないという実態から見れば問題にならないと考えられる。

日本の製造業は、部品の供給をはじめ中小企業が技術の根幹を支えて成り立っている。国内に回帰してきている日本の製造業が未来を切り開くためには、中小企業の創造性を高める必要があり、多くの企業が特許戦略を取り入れる気運を盛り上げるようにしなければならない。

中小企業に対する特許手数料減免手続きを簡素化し、一律に半額にするといった制度に改正されることを期待する。

2. 知的財産に対する侵害の防御

圧倒的に資金と人的資源が優位にあり、取引関係においても優越的地位にある大企業が、悪意を持って意図的に中小企業の知的財産を侵害した場合でも、中小企業は泣き寝入りをせざるを得ないという実態におかれている。こうした場合でも法の下での平等という建前から、大企業と中小企業であっても対等に争うべきだという認識が示されている。しかし、もともと不当な侵害行為に対し、

民と民の争いとして片付けて良いとは思われない。「不正競争防止法」などの罰則を強化し、知的財産においても財産侵害は悪であるという常識が法的にも保証される必要があると考える。